

令和6年12月16日
第4回茨城県地域医療対策協議会資料

資料3

茨城県医師修学資金貸与制度 (一般・海外)の改正案について

**令和6年12月
茨城県保健医療部医療局医療人材課**

医師修学資金貸与制度の見直しについて

制度改正の背景

- ◆国の推計では、本県の医師数は2036年時点で必要医師数を上回るものの、**地域偏在は残存する見込み**。



地域偏在是正に向け、地域枠については、6月議会で医師不足地域の従事義務を臨床研修後（医師3年目以降）とする条例改正を実施したが、**他の2制度についても諸課題を踏まえ見直したい**。

＜国による2036年度の医師数推計＞

（単位：人）

		必要医師数	供給推計	過不足
茨城県		7,681	7,697	16
二次保健医療圏	水戸	1,440	1,561	121
	日立	714	547	▲167
	常陸太田・ひたちなか	733	543	▲190
	鹿行	448	342	▲106
	土浦	766	790	24
	つくば	1,223	1,973	750
	取手・竜ヶ崎	1,276	1,102	▲174
	筑西・下妻	475	376	▲99
	古河・坂東	607	463	▲144

■本県の修学資金貸与制度【現行】

今回見直し対象

区 分	地域枠	一般修学資金	海外修学研修資金
開始年度	2009年度	2006年度	2017年度
対象者	地域枠設置大学進学者	県内出身者または筑波大学生	海外医学生（ハンガリー等）
貸与期間	6年間	最大6年間（中途貸与可）	最大6年間（中途貸与可）
県内従事義務	9年間	貸与期間と同期間（最低3年）	貸与期間の1.5倍（最低3年）
医師不足地域での従事義務	臨床研修後に4.5年以上	県内従事義務の全ての期間	なし
臨床研修	県内医療機関に限る	県内医療機関 または県外大学病院 （県外大学病院で臨床研修を行った場合は猶予）	県内医療機関に限る
貸与月額	国公立20万円、私立25万円	15万円	15万円
募集人数	70名	20名	14名

【一般修学】医師修学資金貸与制度の見直しについて

課題

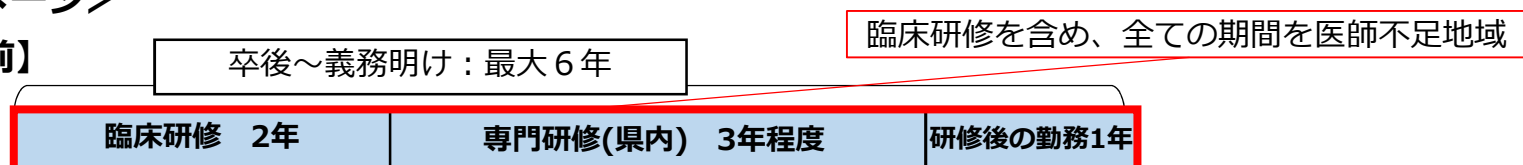
- ◆ **2020年度入学者から水戸保健医療圏が医師不足地域外となるが**、現行制度では県内従事義務期間の全てを医師不足地域で従事する必要があることから、**多くの者のキャリア形成に支障が生じ、義務明けも遅れてしまう恐れ**。
- ◆ 県外出身大学の附属病院でも臨床研修を可能としているが、**県外で臨床研修を実施した場合、6割以上の修学生医師が離脱（県外へ就職）**している状況。

改正内容

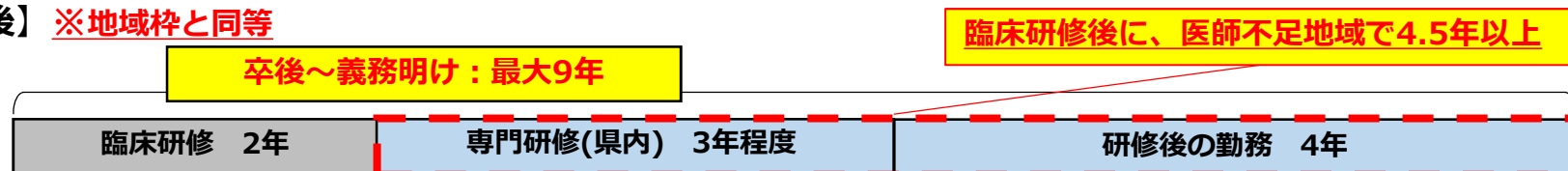
- 医師不足地域での勤務とキャリア形成の両立を図るため、**地域枠と同様の義務に**。
（貸与期間の1.5倍を県内、うち臨床研修後に県内従事期間の1/2以上を医師不足地域で勤務）
※地域枠と同様の従事義務とすることにより地域医療介護総合確保基金の活用が可能
- 義務年数が伸びることから、**貸与月額を地域枠と同額に増額**。
- 地域枠同様、**臨床研修については県内医療機関に限る**。

<勤務イメージ>

【見直し前】



【見直し後】 ※地域枠と同等



↑ 臨床研修は医師不足地域での義務履行に不算入

【海外修学】医師修学資金貸与制度の見直しについて

課 題

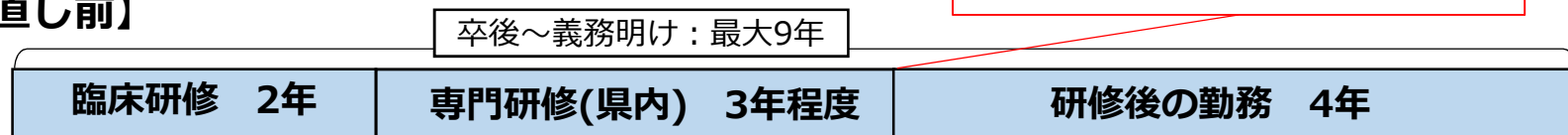
- ◆現行制度では、**医師不足地域での従事義務がない**ため、全ての修学生医師が、つくば保健医療圏や水戸保健医療圏に勤務している状況。
- ◆入学後の成績不振等により、**留年・休学者が増加傾向**。

改正内容

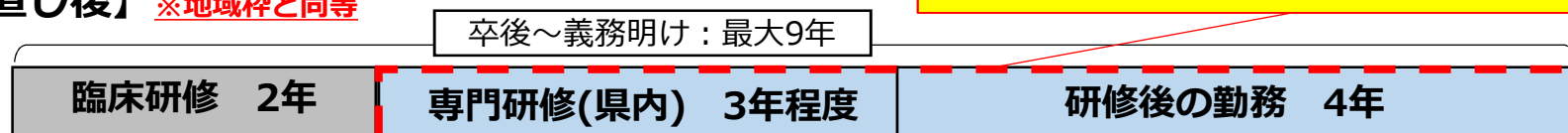
- 地域偏在是正のため、地域枠と同様に**医師不足地域での従事義務を追加**。
(貸与期間の1.5倍を県内、うち臨床研修後に県内従事期間の1/2以上を医師不足地域で勤務)
- 医師不足地域での従事義務が生じるため、**貸与月額を地域枠並(15万円→20万円)に増額**。
- 募集定員を14名→5名に見直し**、貸与者を厳選。

<勤務イメージ>

【見直し前】



【見直し後】 ※地域枠と同等



↑臨床研修は医師不足地域での義務履行に不算入

医師修学資金貸与制度の見直しについて

見直しによる効果

- ◆ 3制度とも、**キャリア形成に配慮しながら**、より**医師不足地域の医師の確保に資する制度**となる。
- ◆ 従事要件の見直しや選抜の強化により、**在学中や義務途中の離脱を未然に防止**。

■ 本県の修学資金貸与制度 【制度改正後比較】

2025年度以降の入学から適用

従事義務等を統一

区 分	地域枠	一般修学資金	海外修学研修資金
開始年度	2009年度	2006年度	2017年度
対象者	地域枠設置大学進学者	県内出身者または筑波大学生	海外医学生（ハンガリー等）
貸与期間	6年間	最大6年間（中途貸与可）	最大6年間（中途貸与可）
県内従事義務	9年間	貸与期間の1.5倍（最低3年）	貸与期間の1.5倍（最低3年）
医師不足地域での従事義務	臨床研修後に4.5年以上	臨床研修後に上記の1/2以上 〔 県内従事義務が3年の場合は臨床研修後に1年以上 〕	臨床研修後に上記の1/2以上 〔 県内従事義務が3年の場合は臨床研修後に1年以上 〕
臨床研修	県内医療機関に限る	県内医療機関に限る	県内医療機関に限る
貸与月額	国公立20万円 私立 25万円	国公立20万円 私立25万円	20万円
募集人数	70名	20名	5名

【一般修学】医師修学資金貸与制度の見直しについて

2020～2024年度入学者への対応

- 経過措置として、県内従事義務が5年以上の者については、**臨床研修期間に限り、県内全域での勤務を可とする。**

<経過措置の適用前>

従事義務	臨床研修 2年	医師3～6年目
	医師不足地域	

<経過措置の適用後>

従事義務	臨床研修 2年	医師3～6年目
	県内全域で可	医師不足地域

<参考：新制度の対象者>

従事義務	臨床研修 2年	医師3～9年目
	県内全域で可	4.5年以上を医師不足地域

※いずれも6年間貸与した場合

今後の条例改正等のスケジュール

	一般修学資金	海外修学資金
2024年12月	■【地対協】条例改正の内容について報告	■【地対協】条例改正の内容について報告
2025年1月	■県HP等で改正案を周知	
2月		
3月	■【県議会】条例改正 ■R7募集開始	■【県議会】条例改正
4月	■新制度の対象者が入学	■県HP等で周知
5月	■【R7募集】応募者への面接→貸与者決定	■R7募集開始
6月		
7月		■【R7募集】応募者への面接 →貸与者決定
8月		
9月		■新制度の対象者が入学